

# 決算報告書

2023 年度

自 2023年 04月01日

至 2024年 03月31日

一般社団法人和楽器研究会

目黒区目黒本町5丁目8番16号

# 貸借対照表

2024年03月31日 現在

一般社団法人和楽器研究会

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	1,503,456	【流動負債】	213,212
現金及び預金	1,503,456	未払金	134,194
【繰延資産】	119,637	未払法人税等	70,000
創立費	119,637	預り金	9,018
		負債の部合計	213,212
		純資産の部	
		【株主資本】	1,409,881
		利益剰余金	1,409,881
		その他利益剰余金	1,409,881
		繰越利益剰余金	1,409,881
		純資産の部合計	1,409,881
資産の部合計	1,623,093	負債及び純資産の部合計	1,623,093

# 損益計算書

2023年04月01日 ~ 2024年03月31日

一般社団法人和楽器研究会

(単位：円)

科目	金額	
【売上高】		
売上高	1,986,600	
売上高計		1,986,600
売上総利益		1,986,600
【販売管理費】		
販売管理費計		1,963,407
営業利益		23,193
【営業外収益】		
受取利息	5	
営業外収益計		5
経常利益		23,198
税引前当期純利益		23,198
【法人税等】		
法人税・住民税及び事業税	70,000	
法人税等計		70,000
当期純利益		-46,802

# 販売費及び一般管理費内訳書

2023年04月01日 ~ 2024年03月31日

一般社団法人和楽器研究会

(単位： 円)

科 目	金 額	
役 員 報 酬	1,020,000	
給 料 手 当	378,600	
法 定 福 利 費	163,900	
広 告 宣 伝 費	68,028	
会 議 費	6,900	
旅 費 交 通 費	74,996	
通 信 費	83,912	
消 耗 品 費	21,567	
修 繕 費	19,110	
支 払 手 数 料	6,394	
支 払 報 酬 料	120,000	
販 売 管 理 費 計		1,963,407

# 株主資本等変動計算書

2023年04月01日 ~ 2024年03月31日

一般社団法人和楽器研究会

(単位：円)

## 【株主資本】

利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	1,456,683
	当期変動額 当期純利益	<u>-46,802</u>
	当期末残高	<u>1,409,881</u>
利益剰余金合計	当期首残高	1,456,683
	当期変動額	<u>-46,802</u>
	当期末残高	<u>1,409,881</u>
株主資本合計	当期首残高	1,456,683
	当期変動額	<u>-46,802</u>
	当期末残高	<u>1,409,881</u>
純資産の部合計	当期首残高	1,456,683
	当期変動額	<u>-46,802</u>
	当期末残高	<u>1,409,881</u>

# 個別注記表

2023年04月01日 ~ 2024年03月31日

一般社団法人和楽器研究会

1. この計算書類は、「中小企業の会計に関する指針」によって作成しています。
2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
  - (1) 資産の評価基準及び評価方法
    - (a) 有価証券の評価基準及び評価方法
      - ア 時価のあるもの  
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。）
      - イ 時価のないもの  
移動平均法による原価法
    - (b) 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。ただし、原材料は最終仕入原価法を採用しています。
  - (2) 固定資産の減価償却の方法
    - (a) 有形固定資産  
定額法を採用しています。
    - (b) 無形固定資産  
定額法を採用しています。
  - (3) 引当金の計上基準
    - 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定による法定繰入率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しています。
    - 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。
    - 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく期末要支給額により計上しています。
  - (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要事項
    - (a) リース取引の処理方法  
リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
    - (b) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税込方式によっています。
3. 貸借対照表に関する注記
  - (1) 取締役等に対する金銭債権・金銭債務  
該当する金銭債権・金銭債務はありません。
  - (2) 消費税及び地方消費税の会計処理  
消費税等の会計処理は、税込方式によっています。